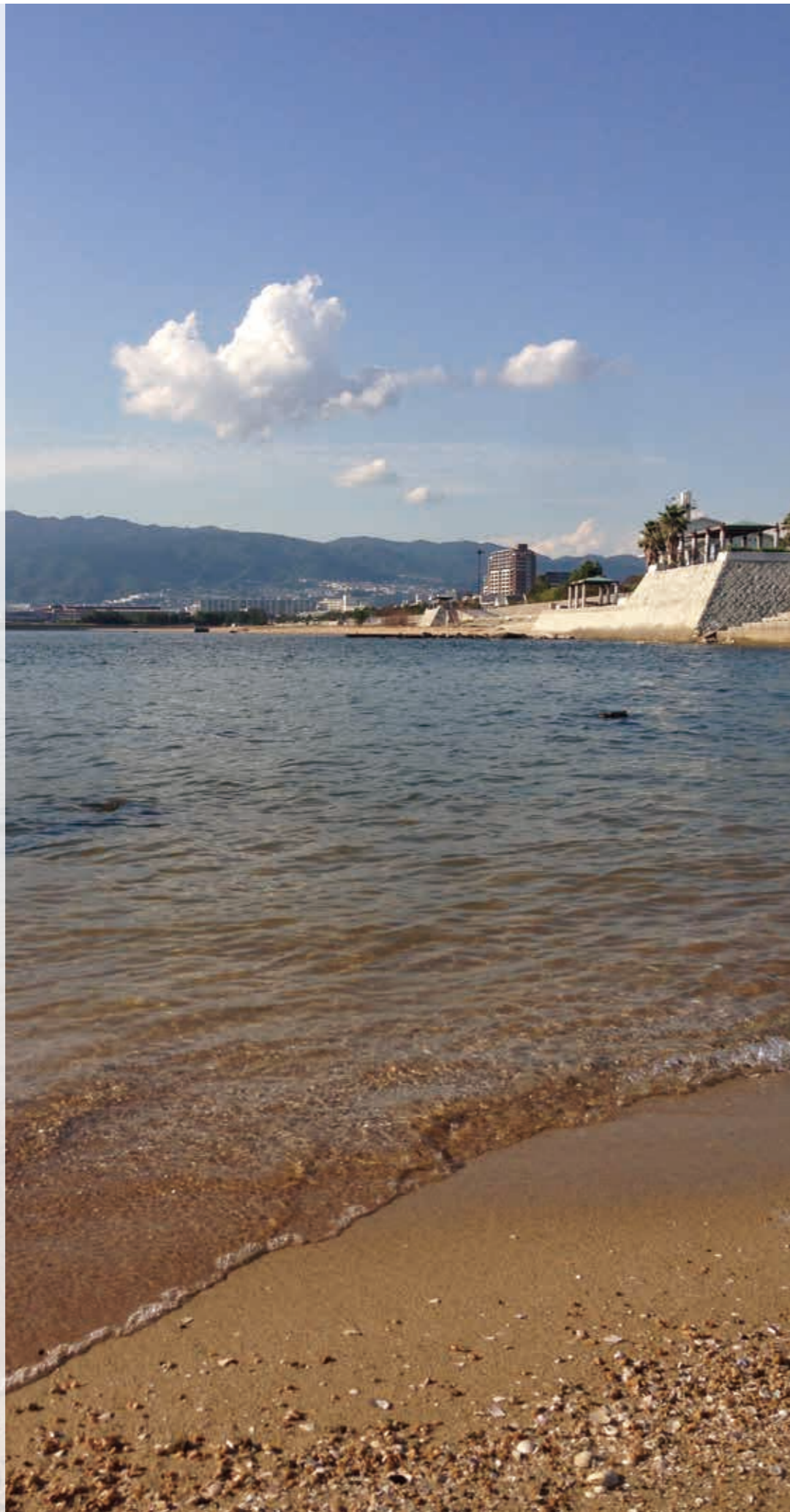




Environment Nishinomiya

chapter 3

計画の位置づけ

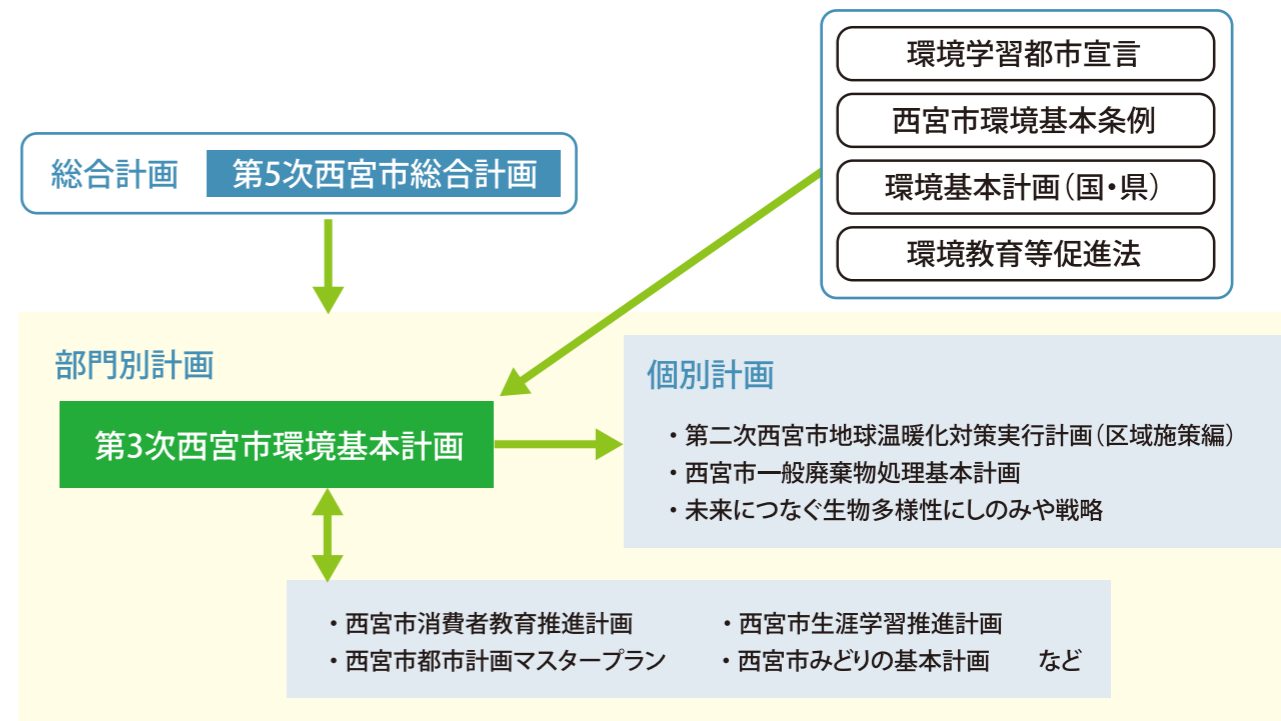


上の花:エンジェルス・イヤリング(フクシア)
扉撮影地:甲子園浜

1. 計画の位置づけ・役割

本計画は、西宮市環境基本条例に基づく、持続可能なまちづくりに向けた施策を推進するための計画であり、第5次西宮市総合計画と整合を図りながら推進していく部門別計画と位置づけられています。
また、本計画の個別計画である西宮市地球温暖化対策実行

計画(区域施策編)や、西宮市一般廃棄物処理基本計画、未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略などと整合を図るとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、「環境教育等促進法」といいます。)第8条に基づく行動計画を包含し、具体的な取り組みを推進するものです。



第3章

2. 計画の対象

対象	要素
自然	地形・地質、生態系(すべての生物・生物群集とそれを取り巻く環境)
まち・くらし	大気・水・土壌、騒音・振動、廃棄物、資源・エネルギー、気候・日照、有害化学物質、経済、住環境
人・文化	地域環境力、環境教育・環境学習、環境保全活動、都市景観、地場産業
歴史・国際	歴史的・文化的遺産、語り部・伝承、国際交流・貢献

3. 計画の期間

計画期間は、2019年度～2028年度までの10年間とします。
なお、取り組み状況を毎年把握し、中間年次である2023年に取り組みの点検・評価を実施するとともに、総合計画の改定状況や社会情勢等を考慮し、見直しを行いました。

